

うるま市告示第161号

中部広域都市計画地区計画の変更について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和8年9月16日

うるま市長 中村 正人

1. 都市計画の種類及び名称

中部広域都市計画地区計画 石川南地区地区計画

2. 都市計画の変更に係る土地の区域

うるま市石川、石川曙二丁目の各一部

3. 縦覧場所

うるま市都市建設部都市政策課